

FTSE JPX Net Zero Japan Index Series

v1.6



Contents

セクション 1 はじめに.....	3
セクション 2 運営・管理責任.....	5
セクション 3 FTSE Russell インデックス ポリシー.....	6
セクション 4 サステナブル投資（SI）データ入力.....	8
セクション 5 気候変動の指標.....	10
セクション 6 適格有価証券.....	13
セクション 7 構成銘柄企業の定期的見直し.....	15
セクション 8 ウェート メソドロジー.....	16
セクション 9 構成銘柄の変更.....	19
セクション 10 コーポレートアクションおよびイベント.....	20
セクション 11 業種分類ベンチマーク（Industry Classification Benchmark: ICB）.....	21
セクション 12 インデックス アルゴリズムと算出方法.....	22
付録 A FTSE JPX Net Zero Japan Index Series 除外項目.....	23
付録 B 炭素排出量.....	24
付録 C High climate impact sector.....	26
付録 D インデックスのステータス.....	31
付録 E 追加情報.....	32

セクション 1

はじめに

はじめに

1.1 本インデックスは、FTSE JPX Japan 500 Reference Index および FTSE JPX Japan 200 Reference Index* の構成要素に基づいて日本企業のパフォーマンスを反映するように設計されており、インデックス構成銘柄のウェイトは、低炭素経済への移行に伴うリスクと機会に応じて調整されます。構成銘柄のウェイトは、化石燃料埋蔵量、炭素排出量、グリーン レベニュー、TPI 経営品質 (MQ)、TPI カーボンパフォーマンスに応じて傾斜付け (ティルト) され、2°C シナリオへの移行の進捗/企業のパフォーマンスが反映されるようになっています。

また本インデックスは EU の気候移行ベンチマーク (CTB) の基準に沿ったものとなっており、FTSE Russell のターゲット・エクスポージャー手法を用いて、対参照ベンチマーク比で 30% 以上の炭素排出量削減を目標とし、2050 年までに「ネットゼロ」を達成する脱炭素化シナリオを適用しています。

1.2 本書は、FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の運用および算出に関わる基本ルールを説明したものです。本ルールのコピーは www.lseg.com/en/ftse-russell/ から入手できます。

1.3 本基本ルールは、以下と併せてお読みください。

- FTSE Global Equity Index Series Ground Rules
- FTSE EU Climate Benchmarks Index Series Ground Rules
- FTSE Global Factor Index Series Ground Rules

また非時価総額加重インデックスのコーポレート アクションおよびイベントのガイドは、www.lseg.com/en/ftse-russell/ja/ から入手できます。

1.4 以下のインデックスを算出しています：

FTSE JPX Net Zero Japan 500 Index

FTSE JPX Net Zero Japan 200 Index

1.5 プライス リターン・インデックスおよびトータル リターン・インデックスは、リアルタイムベースで算出されます。

1.6 すべてのインデックスの基準通貨は日本円 (JPY) です。インデックスの値は他の通貨で公表される場合もあります。

1.7 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は インデックス設計において ESG ファクターを考慮に入れていません (セクション 4 を参照)。

SI データ入力にティルトをかけるアプローチが使用される場合、その目的は、インデックスメソロドジーにおいて、特定の SI 基準に従って構成銘柄にオーバーウェイトやアンダーウェイトをかけることです。このアプローチにより、特定の SI 活動やセクターに対しエクスポージャーを有する全企業が除去されるものではありません。

1.8 FTSE Russell

FTSE Russell は、FTSE International Limited、Frank Russell Company、FTSE Global Debt Capital Markets Limited（およびその子会社である FTSE Global Debt Capital Markets Inc. および FTSE Fixed Income Europe Limited）、FTSE Fixed Income LLC、The Yield Book Inc. および Beyond Ratings のトレーディング・ネームです。

1.9 FTSE Russell は、FTSE Russell のコントロールが及ばない外部事象を含む様々な状況において、当インデックス シリーズの変更、中断、中止が余儀なくされる場合があること、また、当インデックス シリーズを参照するインデックス・ファンドなどの投資商品や諸契約は、当インデックス シリーズの変更、中断、中止に耐え得るべきものか、その可能性に対応できるべきものでなければならないことを、当インデックス シリーズ利用者に対し通知します。

1.10 本インデックス シリーズに追従する運用を行うユーザー、または本インデックスに追従する商品を購入するユーザーは、自己資金、あるいはクライアントの資金で投資をする前に、当インデックス シリーズのルールに沿ったメソドロジーの価値を評価し、独立した立場にある者の助言を受けてください。FTSE Russell は、以下の事項に係わるいかなる過失・その他の結果として生ずるいかなる者が被る一切の損失、損害、請求、費用に関し一切の責任を負いません。

- 当基本ルールに対する依存、および/もしくは
- 当基本ルールの誤りまたは不正確、および/もしくは
- 当基本ルールに記載されている方針または手続きの不適用、誤用、および/もしくは
- インデックス シリーズまたはデータの構成銘柄を組成する際の誤りまたは不正確。

セクション 2

運営・管理責任

運営・管理責任

2.1 FTSE International Limited (FTSE)

2.1.1 FTSE は、インデックス シリーズのベンチマークの管理者です。¹

2.1.2 FTSE はインデックスの日次計算、構築、運用の責任を負っており、次のことを行います。

- インデックスを構成する全銘柄に関し、ウェートの記録を保管する
- 基本ルールに従って、銘柄入替えとそのウェート変更を行う
- 基本ルールに従って、インデックス シリーズの定期的な見直しを行い、その結果によって必要な変更を行う
- 継続的なメンテナンスと定期的な見直しによるウェート変更を公表する
- インデックス シリーズを配信する

2.1.3 本基本ルールは、FTSE JPX Net Zero Japan Index Series のメソドロジーを定め、発行についての情報を提供します。

2.2 基本ルールの改訂

2.2.1 基本ルールが指標シリーズの目的を最も適切に継続的に反映することができるよう、同ルールは FTSE Russell による定例見直し（少なくとも年 1 回）の対象になります。基本ルールの大幅な改訂の提案に関しては、FTSE Russell Advisory Committee 及び必要に応じその他の利害関係者との協議に付されます。FTSE Russell Index Governance Board は、これらの協議結果を踏まえ、改訂の承認を判断します。

2.2.2 FTSE Russell Equity Indexes の Statement of Principles に規定の通り、基本ルールに言及されていない、または具体的かつ明確に規定されていない事項に関して FTSE Russell が決定を下す場合、Statement of Principles に則って実際的な決定を行うものとします。上記の様な決定が行われた場合、FTSE Russell はその決定内容を速やかに公表します。また、上記の取扱いが、基本ルールの例外、変更、将来の前例などに見做されない場合においても、FTSE Russell は、基本ルールをより明確な規定にするための改訂が必要かどうかを検討します。

¹ 1 本文書で管理者/アドミニストレーターという言葉は、[金融商品と金融契約のベンチマークとして用いられる指標、または投資資金のパフォーマンス測定を行うことに関する、2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011](#)（欧州ベンチマーク規制）および [2019 年付けベンチマーク（改正および経過規定）（EU 離脱）規則](#)（英国ベンチマーク規制）における定義と同義で使用されます。

セクション 3

FTSE Russell インデックス ポリシー

FTSE Russell インデックス ポリシー

基本ルールは、以下のリンクからご覧いただけるインデックス方針ドキュメントと併せてご参照ください。

3.1 コーポレートアクションおよびイベント ガイド

3.2 コーポレート アクションおよびイベントによる組入れ銘柄への変更についての詳細は、次のリンクから「非時価総額加重インデックスのコーポレート アクションおよびイベントのガイド」をご覧ください。

[Corporate Actions and Events Guide for Non Market Cap Weighted Indices.pdf](#)

3.3 FTSE Russell 株式インデックスの Statement of Principles (Statement of Principles)

インデックスは市場の変化に対応する必要がある一方、基本ルールはすべての事態を予測することはできません。基本ルールが特定の事象または変化を十分にカバーしていない場合は、FTSE Russell は、インデックス構築に対する FTSE Russell の基本的考え方をまとめた原則声明 (Statement of Principles) を参照して適切な取り組みを決定します。Statement of Principles は毎年見直され、FTSE Russell により提案される変更事項は FTSE Russell Policy Advisory Board に提出後、議論され、最終的には FTSE Russell の Index Governance Board により承認されます。

原則声明 (Statement of Principles) は、次のリンクからご覧いただけます：

[Statement of Principles.pdf](#)

3.4 お問い合わせと苦情

3.4.1 FTSE Russell の苦情申し立て手続きは、次のリンクからご覧いただけます：

[Benchmark Determination Complaints Handling Policy.pdf](#)

3.5 取引停止または市場閉鎖の際のインデックス取り扱い方針

3.5.1 取引停止または市場閉鎖の際のインデックスの取り扱いに関するガイダンスは、次のリンクをご参照下さい。

[Index Policy for Trading Halts and Market Closures.pdf](#)

3.6 顧客が市場または有価証券取引できない場合のインデックス取り扱い方針

3.6.1 FTSE Russell のインデックス取り扱いの詳細は、次のリンクをご参照下さい：

[Index Policy in the Event Clients are Unable to Trade a Market or a Security.pdf](#)

3.7 再計算方針とガイドライン

3.7.1 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は、何らかの相違、または、重大と見なされる歪みが生じた場合、再計算を行います。FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の利用者は適切な媒体を通じて、その通知を受けます。

FTSE Russell 再計算方針およびガイドラインの詳細は、次のリンクから FTSE Russell のウェブサイトでご覧いただくか、info@ftserussell.com までお問い合わせください。

[Recalculation Policy and Guidelines Equity Indexes.pdf](#)

3.8 FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更

3.8.1 FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更は、次のリンクをご参照ください。

[Policy for Benchmark Methodology Changes.pdf](#)

3.9 FTSE Russell のガバナンスの枠組み

3.9.1 FTSE Russell はそのインデックスを監督するために、プロダクト、サービス、テクノロジーのガバナンスをカバーするガバナンス・フレームワークを採用しています。このフレームワークには、ロンドン証券取引所グループによる防衛リスク管理フレームワークの 3 つの防衛線が組み込まれており、金融ベンチマークの IOSCO 原則²、欧州ベンチマーク規則³、また英国ベンチマーク規則への準拠を確実にしています⁴。FTSE Russell ガバナンス・フレームワークの詳細は、次のリンクをご参照下さい：

[FTSE Russell Governance Framework.pdf](#)

² IOSCO Principles for Financial Benchmarks Final Report, FR07/13 July 2013.

³ 有価証券および金融契約、また投資ファンドのパフォーマンス測定にベンチマークとして使われるインデックスにおける 2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011.

⁴ ベンチマーク（改正および経過規定）（EU 離脱）規則 2019.

セクション 4

サステナブル投資 (SI) データ入力

サステナブル投資 (SI) データ入力

4.1 当インデックス シリーズに用いられる FTSE Russell およびサードパーティが提供する SI データについて、詳細は以下のガイドを参照してください。

[Guide to FTSE and Third Party Sustainable Investment Data used in FTSE Russell Indices](#)

以下のサステナブル投資のデータセットが FTSE JPX Net Zero Japan Index 構築に使用されます。

4.2 グリーン レベニュー (GR)

FTSE Green Revenue の詳細については、次のリンクをご参照ください。

[sustainability-and-esg-data/green-revenues-data-model](#)

4.3 事業活動における炭素排出量と化石燃料埋蔵量

4.3.1 事業活動における炭素排出量と化石燃料埋蔵量のデータは、不一致の特定や正確性を確保するために、定期的にチェックされます。これらのチェックには、データ品質を評価するための、傾向分析とデータ値の大幅な変化に対する基礎データの詳細なレビューが含まれます。

4.4 製品関与による除外および国連グローバル・コンパクト (UNGC) による除外

4.4.1 製品や活動の関与データは、FTSE Russell のアナリストが公開情報を基に収集しています。FTSE Russell のアナリストがデータを入手できない場合は、サステイナリティクス社を含む外部情報源を用いてデータを補完しています。

4.4.2 サステイナリティクス社のデータおよびリサーチに関する詳細については、以下のサイトをご覧ください。

<https://www.sustainalytics.com/get-in-touch/>

4.5 Transition Pathway Initiative (TPI)

4.5.1 TPI は、低炭素経済への移行に向けた企業の進捗状況を「経営品質」と「カーボンパフォーマンス」の 2 つの側面から評価します。

4.5.2 TPI データおよびリサーチに関する詳細については、以下のサイトをご覧ください。

<https://www.transitionpathwayinitiative.org/>

4.6 サステナブル投資インデックスからの最低除去基準セット

- 4.6.1 当インデックス・シリーズには 2023 年 12 月から最低除去基準セットが適用されます。
詳細は以下でご覧ください。

[Guide to the Construction and Maintenance of FTSE Exclusion Lists.pdf \(ftserussell.com\)](#)

4.7 サステナブル投資指標

- 4.7.1 代表部規則（EU）2020/1816 付則に列記される環境・社会・ガバナンス（ESG）ファクターのレーティング、スコア、価値に関しては、FTSE Russell の [サステナブル投資指標](#) のウェブサイトを参照してください。本インデックス・シリーズ内ベンチマークのベンチマーク・メソドロジーはこれらを考慮して設計されています。

セクション 5

気候変動の指標

気候変動の指標

5.1 グリーン レベニュー (GR)

5.1.1 **グリーン レベニュー (GR)** スコアは、FTSE Russell の Green Revenue 2.0 データ モデルを基にした総収益に対する FTSE Green Revenues Classification System で分類された収益の比率です。

5.1.2 FTSE Green Revenues アプリケーションでは、Tier 3 活動からの グリーン レベニューは除外されています。Tier 3 活動とは、マイクロセクターとして定義されており、環境面でのメリットはあるが全体的にはネットニュートラルまたはネガティブです。

5.1.3 すべての構成銘柄に FTSE Green Revenue 比率値が割り当てられています。企業の FTSE Green Revenues 比率は、以下ようになります：

- グリーン経済へのエクスポージャーがない構成銘柄の企業は 0 とします。
- FTSE Green Revenues Classification System で定義されたグリーン レベニューを生み出している構成銘柄の企業が確認された場合、0 以外の値とします。

5.2 Transition Pathway Initiative (TPI)

5.2.1 TPI は、低炭素経済への移行に向けた企業の進捗状況を「経営品質」と「カーボンパフォーマンス」の 2 つの側面から評価します。

5.2.2 TPI 経営品質 (MQ) スコアは、企業の温室効果ガス排出量および低炭素への移行に関連するリスクと機会の管理の質を評価するものです。MQ スコアは、TPI のメソドロジーに基づき、FTSE Russell の ESG データモデルの気候テーマのデータから抽出したものです。TPI のメソドロジーはこちらに公開されています。

<http://www.lse.ac.uk/GranthamInstitute/tpi/methodology/>

5.3 炭素排出原単位 (OE)

炭素排出原単位とは、最新の年間 CO2 換算温室効果ガス (GHG) 排出量 (単位：トン) を現金 (米ドル) を含む企業価値で換算したものです。CO2 換算の温室効果ガス排出量データは、GHG プロトコルのスコープ 1 と 2 およびスコープ 3 の排出量として定義されています。企業価値のデータは Worldscope から提供されています。炭素排出原単位を入手するためのデータ締め切り日は、レビュー月の前月の最終営業日の営業終了時です。

5.4 潜在排出量：化石燃料埋蔵量原単位 (R)

化石燃料埋蔵量原単位は、企業の化石燃料備蓄の燃焼によって発生する CO2 換算 GHG 排出量の推定値 (メートルトン) を、企業全体の時価総額 (米ドル) で割ったものと定義されています。化石燃料埋蔵量原単位を入手するためのデータ締め切り日は、レビュー月の前月の最終営業日の営業終了時です。

5.5 Zスコアと欠損データの処理

5.5.1 Zスコアは、グリーンレベニュー (GR)、スコープ 1 と 2 の炭素排出原単位 (ES1&2)、スコープ 3 の炭素排出量 (ES3)、化石燃料埋蔵量原単位 (R)、TPI 経営品質 (MQ)について算出しています。

5.5.2 個別銘柄の数量は以下のように、それぞれの親ユニバース内で Zスコアが作成されるように横断的に正規化されます：

$$Z_{F,i} = \frac{F_i - \mu_F}{\sigma_F} \quad \text{where } F \in \{\text{Log}(GR), \text{ES1\&2}, \text{ES3}, \text{Log}(R), \text{MQ}\} \quad (1)$$

ここで F_i は i^{th} 株式の F -数量であり、 μ_F と σ_F は、それぞれ横断的なファクターの平均値と標準偏差をそれぞれ示しています。

Zスコアが 3 (マイナス 3) より大きい (小さい) 場合は、3 (マイナス 3) の値に切り捨てられます。切り捨て後、個々の Zスコアは式 (1) の再適用により再正規化されます。

すべての Zスコアは切り捨てられたものを含み、この再適用に含まれます。このプロセスは、すべての Zスコアがプラスからマイナス 3 までの範囲に収まるまで繰り返されます。

データが欠損している企業はこのプロセスから除外されます。

化石燃料埋蔵量のデータがない以下の ICB サブセクターの企業には、このサブセクター グループ内のすべての企業の平均 Zスコアが割り当てられます。このサブセクターのグループに埋蔵量データを持つ企業がない場合、Zスコア 0 が割り当てられます。

- 総合石油 & ガス (ICB: 60101000)
- 石油：原油生産者 (ICB: 60101010)
- 海洋掘削 & その他のサービス (ICB: 60101015)
- 石油精製 & 販売 (ICB: 60101020)
- 石油機器 & サービス (ICB: 60101030)
- パイプライン (ICB: 60101035) 化石燃料備蓄がない他の企業は、化石燃料備蓄に対して-3の Zスコアが割り当てられ、この2つの指標の Zスコアの算出プロセスには含まれません。

5.5.3 株式の炭素排出原単位 (スコープ 1 と 2、およびスコープ 3) は、Zスコアの算出前に TPI カーボンパフォーマンスに基づく調整を適用しています。調整値は、炭素排出原単位に対する乗数であり、以下の通りです。

カーボンパフォーマンス カテゴリ	OE 調整値
2℃未満に整合	0.1
2℃に整合	0.4
NDCに整合	1
整合していない	1.5
カーボンパフォーマンスによる評価は未実施	1

5.5.4 炭素排出原単位が欠落している銘柄には、ICB セクターの平均 Zスコア が割り当てられます。平均値は、ルール 5.5.2 で説明されているプロセスで、当該セクターの炭素排出原単位で欠落がない Zスコアから取得されます。ICB セクターで Zスコアのある銘柄が 3 未満の場合、0 の Zスコアが割り当てられます。

5.5.5 スコープ 3 の排出量推定モデルはカバー範囲が小さく信頼性も低いため、FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の金融銘柄には使用されていません。それに替えて、公表されたスコープ 3 を持つものを含め、すべての金融株 (ICB30) に Zスコア 3 を付して (したがってスコープ 3 排出量に「最悪の」ティルトをかけることとなります)、非常に大きいにもかかわらず過小評価されているそれらの排出量を表示します。

- 5.5.6** TPI 経営品質 (MQ) スコアが欠落している銘柄には、その国の平均 Z スコアが割り当てられます。平均値はルール 5.5.2 で解説されているプロセスで、その国の MQ スコアで欠落がない Z スコアから取得されます。その国で Z スコアのある銘柄が 3 つ未満の場合、0 の Z スコアが割り当てられます。

セクション 6

適格有価証券

適格有価証券

- 6.1 各気候インデックスの適格銘柄は、表 1 に示す対応する親インデックスの構成銘柄です。
- 6.1.1 該当する除外リスト（付録 A を参照）からの証券は、関連するインデックスのメンバーになる資格はありません。
- 6.2 複数ライン
- 6.2.1 同一適格企業のすべてのラインをインデックスに含めることができます。
- 6.3 **FTSE JPX Net Zero Japan Index Series**
- FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は以下のインデックスで構成されています。

表 1 : FTSE JPX Net Zero Japan Indexes

インデックス名	親インデックス	除外リスト
FTSE JPX Net Zero Japan 500 Index	FTSE JPX Japan 500 Reference Index*	付録 A を参照
FTSE JPX Net Zero Japan 200 Index	FTSE JPX Japan 200 Reference Index*	

*FTSE JPX Japan 500 Reference Index は、TOPIX 500 の構成銘柄に FTSE Russell のフリーフロートのウェイトとコーポレートアクションを加えたもので、FTSE JPX Japan 200 Reference Index は、FTSE JPX Japan 500 Reference Index の時価総額上位 200 銘柄で構成されています。

- 6.4 除外企業
- 6.4.1 製品や活動の関与データは、FTSE Russell アナリストが公開情報を基に収集しています。FTSE Russell のアナリストがデータを入手できない場合は、サステイナリティクス社を含む外部情報源を用いてデータを補完しています。
- 6.5 適格有価証券に関する制限
- A. 外国人保有制限

FTSE Russell のインデックスメソドロジーは、政府、規制当局、または会社の規定による外国人投資家の株式保有に課せられた制限を考慮に入れています。

外国人保有制限の詳細については、以下をご覧ください。

[Foreign Ownership Restrictions and Minimum Foreign Headroom Requirement.pdf](#)

B. 最小外国人ヘッドルーム要件

FTSE Russell は「外国人ヘッドルーム」を、会社ごとの外国人保有上限 (FOL) に対する余裕枠の割合、つまり $(FOL - \text{外国人保有額}) / FOL$ として定義しています。

たとえば、企業に 49% の外国人保有上限があり、そのうち 39% が外国人投資家によって保有されている場合、外国人ヘッドルームは 20.41%、つまり $(49\% - 39\%) / 49\%$ として計算されます。

最小外国人ヘッドルーム要件の詳細については、以下をご覧ください。

[Foreign Ownership Restrictions and Minimum Foreign Headroom Requirement.pdf](#)

セクション 7

構成銘柄企業の定期的見直し

構成銘柄企業の定期的見直し

7.1 見直し日

7.1.1 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は毎年 12 月に見直しされます。

FTSE Zero Japan Index Series	見直し月
FTSE JPX Net Zero Japan 500 Index	12 月
FTSE JPX Net Zero Japan 200 Index	12 月

指数の見直しには、見直し月の前月最終営業日（データ締め切り日）時点の気候指標を使用します。付録 B に記載されている計算結果は、毎年見直し日に再計算されます。

7.1.2 指数の見直しには、見直し月の第一金曜日（価格締切日）前の水曜日の営業終了時に利用可能な株価を使用します。

7.1.3 見直しは、見直し月の第 3 金曜日の営業終了後に実施します。

7.1.4 指数の見直しには、見直し適用日の時点で、適格な親ユニバースの見直しに関連する構成銘柄の変更が組み込まれます。付録 A に定義されている「除外企業」の状況に変更があった場合には、見直し適用日の 4 週間前の月曜日の営業終了時点のデータを使用して適用されます。

セクション 8 ウェイト メソドロジー

ウェイト メソドロジー

8.1 インデックス ウェイト

8.1.1 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の構成銘柄のウェイトは 気候移行ベンチマーク (CTB) インデックスの目標を満たすように設定されています:

気候移行ベンチマーク (CTB) の目標	インデックス目標
親インデックスに対する炭素排出の最低削減量 (セクション 8.1.4 と付録 B を参照)	30% - 排出量 30% - スコープ 3 排出量
指数基準年に対する年間平均炭素排出の最低削減量 (セクション 8.1.5 と付録 B を参照)	7% - スコープ 1 と 2 の排出量 7% - スコープ 3 排出量 (2020 年を基準として適用)
親インデックス全体に対する High Climate Impact セクターのアクティブ ウェイト (付録 C を参照)	0

これらの指標は、気候移行ベンチマーク (CTB) 基準を満たすように設計されています。

また適用される除外項目については、付録 A をご覧ください。

8.1.2 FTSE JPX Net Zero Japan 500 Index は、以下の気候変動に対する追加目標を満たすように設定されています。

気候変動に対する追加目標	インデックス目標
親インデックスに相対する潜在的な最小排出削減量 (8.1.2 および付録 B を参照)	≥30%
グリーンレベニューの改善度	≥ 70%
企業の目標設定 : TPI MQ スコアの改善度	0.3σ*
企業の目標設定 : TPI カーボン パフォーマンス ティルト	1-ティルト
企業の目標設定 : TPI カーボン パフォーマンスが ‘整合しない’ 企業の親インデックスに相対する排出削減量	≥ 60% スコープ 1 と 2 の排出量
ICB サブセクター 銀行 (30101010) での各企業のアクティブ ウェイト	≤ 0

σ は、親ユニバース内のスコアの時価総額加重された標準偏差です。

8.1.3 FTSE JPX Net Zero Japan 200 Index は、以下の気候変動に対する追加目標を満たすように設定されています。

気候変動に対する追加目標	インデックス目標
親インデックスに相対する潜在的な最小排出削減量 (8.1.2 および付録 B を参照)	≥30%
グリーンレベニューの改善度	≥ 100%
企業の目標設定: TPI MQ スコアの改善度	0.5σ*
企業の目標設定: TPI カーボン パフォーマンス ティルト	1-ティルト
企業の目標設定: TPI カーボン パフォーマンスが ‘整合しない’ 企業の親インデックスに相対する排出削減量	≥ 60% スコープ 1 と 2 の排出量
ICB サブセクター 銀行 (30101010) での各企業のアクティブウェイト	≤ 0

σ は、親ユニバース内のスコアの時価総額加重された標準偏差です。

8.1.4 親インデックスに対する炭素排出の最低削減量と、親インデックスの基準年に対する年間平均炭素排出の最低削減量は、目標とする排出量と実際の排出量との間の差異を許容するために 0.5% のバッファーを適用しています (付録 B を参照)。

8.1.5 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は、当該インデックスの基準年に対する年平均の炭素排出の最低削減量の適用について、2020 年を基準年として採用しています。

パリ協定 (PAB) および気候移行 (CTB) ベンチマーク インデックス最低要件達成の初回評価期間は、インデックス開始から 1 暦年後の初回見直し時に測定され、その後毎年実施されます。

GHG 原単位または GHG 排出量の絶対値の算出方法に大きな変更が生じた場合には、新たな基準年を選択することができます。

8.1.6 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は、以下の制約を適用しています。

インデックス	国	インダストリー	最大株式銘柄ウェイト (%)	最小株式銘柄ウェイト (b.p.)	最大キャパシティ比率	Max 2-way T/O (%)
FTSE JPX Net Zero Japan 500 Index	-	2%	5	0.5	5	20
FTSE JPX Net Zero Japan 200 Index	-	4%	5	0.5	5	30

8.1.7 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の構成銘柄のウェイトは、FTSE Target Exposure メソドロジーを用いて決定します。構成銘柄のウェイトは、以下のように決定します：

$$w_i = \frac{v_i}{\sum_j v_j}$$

ここで $v_i = w'_i \times S_{GR,i}^a \times S_{ES1\&2,i}^{b1\&2} \times S_{ES3,i}^{b3} \times S_{R,i}^c \times S_{MQ,i}^d \times CP_i \times I_i \times \Phi_i \times C_i$

条件

- w'_i は、適格な親ユニバース内の株式 i の時価総額ウェイトです。
- $S_{GR,i}, S_{ES1\&2,i}, S_{ES3,i}, S_{R,i}, S_{MQ,i}$ は、ルール 5.5 で解説されている対応する Z スコアの自然指数です。
- $a, b1\&2, b3, c, d$ はインデックスの重み付けの際に決定されるティルト強度です。
- CP_i は、5.2.3 に述べた TPI カーボンパフォーマンスの固定ティルトです。
- I_i は Industrial ICB ティルトです。
- Φ_i は 最大株式銘柄キャパシティ / 最大ウェイトティルトです。

– C_i は 最大回転率ティルト

FTSE Target Exposure メソドロジーの詳細については、FTSE Global Factor Index Series を参照してください。

- 8.1.8 ルール 8.1.7 の後に実行可能な解決策がない場合、FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の TPI MQ スコアおよび TPI MQ スコアの改善度は元の値から 2.5%削減され、プロセス全体を再試行します。これが 10 回の削減後（つまり、エクスポージャー目標が 25%削減された後）でも同じ状態が続く場合、売上高目標は 50%増加し、元のアクティブ エクスポージャー目標を使用してプロセス全体が繰り返します。緩和の詳細については、FTSE Global Factor Ground Rules をご覧ください。
- 8.1.9 ルール 8.1.8 の後に実行可能な解決策がない場合、FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の排出要件は、元の値の 2.5% 削減され、ルール 8.1.7 および 8.1.8 に詳述されている重み付けプロセスが再試行されます。このプロセスは、有効な解決策が得られるまで繰り返されます。
- 8.1.10 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の最低要件がインデックス見直し中に緩和された場合、FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の調整および目標は、次回のインデックス見直し時に適用されます。その他の詳細については、付録 B に記載されています。
- 8.1.11 2022 年 12 月にスコープ 3 削減量原単位目標が完全に組み込まれますが、それ以前、FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は、2021 年 12 月にエネルギーおよび鉱業セクターにスコープ 3 の排出削減がある程度適用されるよう調整を行いました（詳細は付録 B をご参照ください）。
- 8.2 インデックスの過去データ**
- 8.2.1 企業の炭素排出量データは、2021 年 3 月末までの 1 年間のタイムラグがあります。
- 8.2.2 2018 年以前のインデックス見直し作業には、2018 年 9 月時点の TPI データが使用されています。

セクション 9

構成銘柄の変更

構成銘柄の変更

9.1 見直し中の追加

9.1.1 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は、見直し中の追加は受け付けません。

9.2 見直し中の削除

9.2.1 コーポレートアクションやセクション 10 に該当するイベント、または証券取引所の監視対象となる有価証券を除き、見直し中の削除は行いません。

9.3 見直し中の除外リストへの変更

9.3.1 構成銘柄が関連する除外リストに追加された場合には当該銘柄は FTSE JPX Net Zero Japan Index Series から除外されます。除外リストへの追加と同時に削除されます。

9.3.2 関連する除外リストから削除された銘柄は、次回の年次見直し時に含めることが検討されます。

セクション 10

コーポレートアクションおよびイベント

コーポレートアクションおよびイベント

10.1 構成銘柄に、株式分割、株式併合、ライツ・イシュー、無償割当、発行済み株式数の変更、または浮動株数の変更が行われた場合、（ただし公開買い付けを除く）その前後での FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の構成銘柄のウェイトに変更はありません。

10.2 コーポレートアクションおよびイベントによる組入れ銘柄への変更についての詳細は、次のリンクから「非時価総額加重インデックスのコーポレートアクションおよびイベントのガイド」をご覧ください。

[Corporate Actions and Events Guide for Non Market Cap Weighted Indices.pdf](#)

コーポレートアクションとは、権利落ち日において株主に影響するアクションを言い、株価は権利落ち日における調整に影響されます。これらには、次の事項が含まれます。

- 資本の払い戻し
- ライツ・イシュー/エンタイトルメント・オファー
- 株式転換
- 分割/併合
- 無償新株発行（資本化または無償交付）

コーポレートイベントとは、インデックス・ルールに即してインデックスに影響を与える可能性のある企業ニュースを言います。例えば、政策投資家が組入れ企業の株式の売却を発表したとします。これは、浮動株比率の変動要因となり、インデックス調整が必要となる場合は、FTSE Russell が調整のタイミングを通知します。

10.3 取引の中止

取引中止についての規則は、「非時価総額加重インデックスのコーポレートアクションおよびイベントのガイド」をご覧ください。

10.4 買収、合併、会社分割

買収、合併、会社分割の取り扱いについては、非時価総額加重インデックスのコーポレートアクションおよびイベントガイドをご覧ください。

セクション 11

業種分類ベンチマーク (Industry Classification Benchmark: ICB)

業種分類ベンチマーク (Industry Classification Benchmark: ICB)⁵

11.1 分類構造

11.1.1 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の構成銘柄は Industry Classification Benchmark (ICB) に規定されているとおり、インダストリー、スーパーセクター、セクター、サブセクターに分類されます。

11.1.2 Industry Classification Benchmark の詳細については、FTSE Russell からご入手いただくか、FTSE Russell のウェブサイト (www.lseg.com/en/ftse-russell/ja/) からご参照ください。

[業種分類ベンチマーク \(Industry Classification Benchmark\)](#)

⁵ Russell インデックスは 2020 年 9 月に、FTSE インデックスは 2021 年 3 月に、新しい ICB 分類システムに移行されました。

セクション 12

インデックス アルゴリズムと算出方法

インデックス アルゴリズムと算出方法

12.1 価格

12.1.1 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は、現地市場の相場がある銘柄については、実際の市場終値または最終取引価格を使用しています（入手可能な場合）。詳細については、次のリンクからご覧いただけます。

[Closing Prices Used For Index Calculation.pdf](#)

12.2 算出頻度

12.2.1 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は、終値とリアルタイム ベースの両方で算出され、小数点以下 8 桁まで表示されます。

12.3 インデックスの算出

12.3.1 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は、以下のようなアルゴリズムを用いて算出されます：

$$\sum_{i=1}^N \frac{(p_i \times e_i \times s_i \times f_i \times c_i)}{d}$$

条件

- $i=1,2,\dots,N$
- N はインデックス内の銘柄数です。
- p_i は構成銘柄の直近の取引価格（または前日のインデックスの終値）。
- e_i は銘柄の通貨をインデックスの基準通貨に変更するために必要な為替レートです。
- s_i は、FTSE Russell が当該銘柄のために使用している発行済み株式数で、当基本ルールで定義されています。
- f_i は銘柄のウェートを修正するために適用される **Investability Weighting Factor**（投資可能ウェイト係数）で、0~1 の間の数値で表され、1 は 100% の浮動株を示します。このファクターは、親インデックスに含まれる各証券について FTSE Russell が公表しているものです。
- c_i は、インデックスに含まれる銘柄を正しく加重するために証券に適用する **Weight Adjustment Factor (WAF)** です。このファクターは、各銘柄の投資可能な時価総額をインデックスに含めるため想定時価総額にマッピングします。
- d は除数で、基準日におけるインデックスの発行済み株式総数を表す数値です。インデックスに歪みを与えることなく、個々の有価証券の発行済み株式総数の変更を可能にするために、除数を調整することができます。

付録 A

FTSE JPX Net Zero Japan Index Series 除外項目

製品関与による除外項目

各インデックス見直し日において、以下の表に示す事業活動を行う企業は、適格ユニバースから除外されます。FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の除外項目に関するデータは、FTSE Russell およびサステイナリティクス社から入手したものです。

除外リストは、3月、6月、9月、12月の四半期ごとに見直されます。

FTSE JPX Net Zero Japan Index Series 除外項目		
基本的な除外項目	定義	関与による除外基準
問題となる兵器	<p>対人地雷：「1997年対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約」で定義された対人地雷を製造する企業、または対人地雷用の特定かつ重要な部品を製造またはサービスを提供する企業。</p> <p>生物・化学兵器：化学・生物兵器を製造する企業、または化学・生物兵器のための特定かつ重要な部品を製造またはサービスを提供する企業。</p> <p>クラスター爆弾：クラスター爆弾禁止条約に規定されるクラスター弾を製造する企業、またはクラスター弾のための特定かつ重要な部品を製造またはサービスを提供する企業。</p>	収益の 0% 以上
タバコに関する活動	<p>タバコ、巻きタバコ、パイプタバコ、葉巻、シガリロ、ビディ、グッカ、無煙タバコ、加熱式タバコ製品 (HTP) などのタバコ製品、および電子タバコ、電子ニコチンデリバリー システム (ENDS) を製造している企業。これには以下が含まれます。</p> <p>ICB サブセクターのタバコ 45103010、大麻生産者 20103020 に分類される全ての企業。</p> <p>ICB サブセクターのタバコ 45103010、および大麻生産者 20103020 に分類されないが、本サブセクターで何らかの活動が確認されている企業。</p>	収益の 0% 以上

行動に関連する除外

各インデックス評価日において、以下に示す国連グローバル・コンパクト (UNGC) の論争の除外リストが、FTSE JPX Net Zero Japan インデックスの適格な親ユニバースに適用されます。このデータは、サードパーティ データ ベンダーであるサステイナリティクス社から提供されたものです。

FTSE JPX Net Zero Japan Index Series 除外項目		
基本的な除外項目	定義	関与による除外基準
国連グローバル・コンパクト (UNGC) 違反	UNGC の原則に関連する論争に関与した企業。この原則は人権、労働、環境、腐敗防止の 4 つのカテゴリに分類されます。	コンプライアンス違反と判断された全企業
Do No Significant Harm (著しい害を及ぼさない)	UNGC 原則 7、8、9 に関連する国際規範および基準の深刻な、あるいは体系的および/または組織的な違反に寄与するリスクのある企業。	ウォッチリストに登録された全企業。

FTSE Russell および/またはサステイナリティクス社のデータの詳細については、セクション 4 を参照してください。FTSE Russell および/またはサステイナリティクス社がカバーしていない企業は、FTSE JPX Net Zero Japan Index Series から除外されています。

付録 B

炭素排出量

GHG 排出量 : FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は、エネルギーと鉱業セクターについてスコープ 1 と 2 の炭素排出原単位、化石燃料備蓄保有からの潜在的炭素排出量データを使用しています。

炭素排出削減量は、炭素排出原単位の削減量として測定されます。

潜在的な炭素排出削減量は、潜在的な炭素排出原単位の削減量として測定されます。

スコープ 1 と 2, スコープ 3 の炭素排出原単位は次のように定義されます :

企業の総炭素排出量 (スコープ 1 と 2, スコープ 3) をメートル単位の CO₂ とし、現金 (米ドル) を含む企業価値 (EVIC) で換算。

潜在的な炭素排出原単位は次のように定義されます :

企業の化石燃料埋蔵量の CO₂ 換算値 (メートル トン CO₂) を、企業の時価総額 (米ドル) で換算。

インデックスの基準年に対する年間平均 GHG 排出削減量

FTSE JPX Net Zero Japan Index Series では、インデックスの基準年に対する年平均の GHG 原単位の削減を必要としています。

インデックスの基準年に対する平均的な炭素排出削減量は、前年の水準に対する加重平均排出原単位 (WA_EM) として算出され⁶、現金を含む企業価値のユニバース平均 (AVG_EVIC) でインフレ調整されます。つまり :

$$1 - \left(\frac{WA_EM_t}{WA_EM_{t_0}} \div \frac{AVG_EVIC_{t_0}}{AVG_EVIC_t} \right)^{\frac{1}{t-t_0}}$$

ここで t_0 は基準年、 t は現在の見直し年です。

インデックスの基準年に対する年平均の潜在的な炭素排出量の削減量⁷は、基準年の水準と比較した加重平均の潜在的な排出量原単位 (WA_PEM) として算出されます。

$$1 - \left(\frac{WA_PEM_t}{WA_PEM_{t_0}} \right)^{\frac{1}{t-t_0}}$$

⁶ スコープ 3 の排出量はスコープ 1 と 2 とは別計算。

⁷ 2022 年 12 月より前のリバランスのみに適用。

GHG 排出量目標のインデックス

見直しにおいて、排出原単位の目標のインデックスは (1) ベンチマークに対する排出削減量と (2) 排出量軌跡の目標のいずれか低い方に設定されます。

$$\text{Emission Reduction Relative to Benchmark} = (1 - r - b) \times \text{Benchmark Emission}$$

$$\text{Emission Trajectory Target} = [(1 - 7\%)^{t-t_0} - b] \times \text{WA_EM}_{t_0} \div \frac{\text{AVG_EVIC}_t}{\text{AVG_EVIC}_{t_0}}$$

ここで $b = 0.5\%$ は目標値と実績値の間の差異を許容するためのバッファで、 r はセクション 8 で設定された親インデックスに対する炭素排出原単位の最小削減量です。

スコープ 3 排出データの段階的調整

FTSE JPX Net Zero Japan Index Series はスコープ 3 排出量目標への委任を受け、開始時から 2021 年リバランス時まで潜在的な軌跡目標を織り込みました。潜在的な排出目標は、(1) ベンチマークに対する潜在的な排出削減および (2) 以下のような潜在的排出量軌跡の低いほうに設定されました。

$$\text{Potential Emission Reduction Relative to Benchmark} = (1 - r - b) \times \text{Benchmark Potential Emission}$$

$$\text{Potential Emission Trajectory Target} = [(1 - 7\%)^{t-t_0} - b] \times \text{WA_PEM}_{t_0}$$

部分的なスコープ 3 データは 2021 年に導入されました。

スコープ 3 の排出量目標は、排出量（スコープ 1, 2 排出量）と同様、該当するセクターが達成した排出量目標と同じ設定です。2021 年から使用されたスコープ 3 の排出量データは、エネルギーおよび鉱業セクターにおける販売した製品の使用 (Use of Sold Products) の推定値を対象としていました。

調整は以下のように適用されます：

$$w_i = \frac{v_i}{\sum_j v_j}$$

ここで

$$v_i = w_i \times S_{OE3,i}^g$$

条件

- w_i は、スコープ 3 の排出量調整前の銘柄 i のインデックスウェイトです。
- $S_{OE3,i}$ は、ルール 5.5 で解説されているように、排出量と同じ方法で算出したスコープ 3 の排出量の Z スコアの自然指数です。
- g は、スコープ 3 の排出量要件を満たすようインデックスを調整するために必要なティルト強度です。

調整は、ルール 7.1.3 および 7.1.4 に詳述されているように、価格締切日および実施日に従います。

2022 年スコープ 3 排出データ採用

2022 年 12 月より、FTSE JPX Net Zero Japan Index Series には、スコープ 1 と 2、スコープ 3 の目標が完全な形で組み込まれることになり（ただし金融銘柄 (ICB セクター 302010) を除く、5.5.5 を参照のこと）、潜在的な排出量軌跡は使用されなくなります。スコープ 1 と 2、スコープ 3 の排出目標は上記に解説した方法で算出されます。これは GHG 排出量計算方法に大きな変化をもたらすことから、2022 年 12 月よりも前に開始されたすべてのインデックスでは、スコープ 3 のデータを組み入れるために基準年レベルを改定します。

付録 C

High climate impact sector

FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は、「High Climate Impact」セクターと「Low Climate Impact」セクターのアクティブ ウェートを親インデックスに対して同等に維持します。EU の気候ベンチマークに関する委任規定（連結欧州ベンチマーク規則の A19a～A19d）に基づき、NACE セクターコード A、B、C、D、E、F、G、H、L に属する証券は「High Climate Impact」、NACE セクターコード I、J、K、M、N O、P、Q、R、S、T に属する証券は「Low Climate Impact」として分類されています。

FTSE Russell は、以下の手順で NACE クラスを ICB にマッピングしています。

- ICB 4 の各サブセクターの NACE エクスポーチャーを決定します。
- 次に、ICB 企業分類を、セグメント別収益の NACE セクターを提供する Refinitiv Worldscope Fundamentals データベースと相互参照し、ICB レベル 4 の各サブセクターの企業収益の割合を NACE レベル 1 セクターに整合するようマッピングしています。
- ICB レベル 4 のサブセクターの収益が 1 つまたは複数の NACE セクターに分割されている場合、NACE と ICB の定義を使用して適切な NACE マッピングを決定します。

以下のようにマッピングされます：

ICB 4	名前	NACE	分類
10101015	ソフトウェア	J	Low Climate Impact
10101020	消費者向けデジタル サービス	J	Low Climate Impact
10102010	半導体	C	High Climate Impact
10102015	電子部品	C	High Climate Impact
10102020	生産技術設備	C	High Climate Impact
10102030	コンピューター ハードウェア	C	High Climate Impact
10102035	電子オフィス機器	C	High Climate Impact
15101010	通信機器	C	High Climate Impact
15102010	ケーブル テレビ サービス	J	Low Climate Impact
15102015	電気通信サービス	J	Low Climate Impact
20101010	ヘルスケア プロバイダー	Q	Low Climate Impact
20101020	ヘルスケア マネージメント サービス	Q	Low Climate Impact
20101025	ヘルスケア サービス	Q	Low Climate Impact
20101030	ヘルスケア：その他	Q	Low Climate Impact
20102010	医療機器	C	High Climate Impact
20102015	医療用品	C	High Climate Impact
20102020	医療サービス	Q	Low Climate Impact
20103010	バイオテクノロジー	M	Low Climate Impact

ICB 4	名前	NACE	分類
20103015	医薬	C	High Climate Impact
20103020	マリファナ生産者	C	High Climate Impact
30101010	銀行	K	Low Climate Impact
30201020	消費者金融	K	Low Climate Impact
30201025	住宅金融	K	Low Climate Impact
30201030	金融データプロバイダー	K	Low Climate Impact
30202000	総合金融サービス	K	Low Climate Impact
30202010	アセットマネージャー & カストディアン	K	Low Climate Impact
30202015	投資サービス	K	Low Climate Impact
30203000	モーゲージ REIT : 分散	L	High Climate Impact
30203010	モーゲージ REIT : コマーシャル	L	High Climate Impact
30203020	モーゲージ REIT : 住宅	L	High Climate Impact
30204000	クローズドエンド型投資	K	Low Climate Impact
30205000	オープンエンド型およびその他の投資ビークル	K	Low Climate Impact
30301010	生命保険	K	Low Climate Impact
30302010	総合保険	K	Low Climate Impact
30302015	保険ブローカー	K	Low Climate Impact
30302020	再保険	K	Low Climate Impact
30302025	損害保険	K	Low Climate Impact
35101010	不動産保有 & 開発	L	High Climate Impact
35101015	不動産サービス	L	High Climate Impact
35102000	分散型 REIT	L	High Climate Impact
35102010	ヘルスケア REIT	L	High Climate Impact
35102015	ホテル & 宿泊施設 REIT	L	High Climate Impact
35102020	工業 REIT	L	High Climate Impact
35102025	インフラ REIT	L	High Climate Impact
35102030	オフィス REIT	L	High Climate Impact
35102040	住宅 REIT	L	High Climate Impact
35102045	小売 REIT	L	High Climate Impact
35102050	ストレージ REIT	H	High Climate Impact
35102060	森林 REIT	A	High Climate Impact
35102070	その他専門 REIT	L	High Climate Impact
40101010	自動車関連サービス	G	High Climate Impact
40101015	タイヤ	C	High Climate Impact
40101020	自動車	C	High Climate Impact
40101025	自動車部品	C	High Climate Impact
40201010	教育サービス	P	Low Climate Impact
40201020	葬儀社 & 霊園	S	Low Climate Impact
40201040	レンタル & リース サービス : 消費者	N	Low Climate Impact
40201060	自動販売機 & ケータリング サービス	I	Low Climate Impact

ICB 4	名前	NACE	分類
40201070	消費者サービス：その他	G	High Climate Impact
40202010	住宅建設	F	High Climate Impact
40202015	家庭用家具	C	High Climate Impact
40202020	家庭用電化製品	C	High Climate Impact
40202025	家庭用機器 & 製品	C	High Climate Impact
40203010	家庭用電化製品	C	High Climate Impact
40203040	エレクトロニック エンターテインメント	C	High Climate Impact
40203045	玩具	C	High Climate Impact
40203050	娯楽用品	C	High Climate Impact
40203055	RV 車 & ボート	C	High Climate Impact
40203060	写真産業	C	High Climate Impact
40204020	衣料品 & 装飾品	C	High Climate Impact
40204025	靴	C	High Climate Impact
40204030	贅沢品	C	High Climate Impact
40204035	化粧品	C	High Climate Impact
40301010	エンターテインメント	J	Low Climate Impact
40301020	広告代理店	J	Low Climate Impact
40301030	出版	J	Low Climate Impact
40301035	ラジオ & テレビ放送	J	Low Climate Impact
40401010	総合小売	G	High Climate Impact
40401020	アパレル	G	High Climate Impact
40401025	改築 & リフォーム製品小売	G	High Climate Impact
40401030	専門小売	G	High Climate Impact
40501010	航空業	H	High Climate Impact
40501015	旅行 & 観光	H	High Climate Impact
40501020	カジノ & 賭博	R	Low Climate Impact
40501025	ホテル & モーター	I	Low Climate Impact
40501030	娯楽サービス	R	Low Climate Impact
40501040	飲食店 & バー	R	Low Climate Impact
45101010	醸造業者	C	High Climate Impact
45101015	蒸留酒 & ワイン醸造業者	C	High Climate Impact
45101020	ノンアルコール飲料	C	High Climate Impact
45102010	農業、漁業、牧畜、プランテーション	A	High Climate Impact
45102020	加工食品	C	High Climate Impact
45102030	果実 & 穀物加工	C	High Climate Impact
45102035	砂糖	C	High Climate Impact
45103010	タバコ	C	High Climate Impact
45201010	食品卸 & 小売	G	High Climate Impact
45201015	医薬小売	G	High Climate Impact
45201020	パーソナル用品	C	High Climate Impact

ICB 4	名前	NACE	分類
45201030	家庭日用雑貨	C	High Climate Impact
45201040	その他生活必需品	G	High Climate Impact
50101010	建設業	F	High Climate Impact
50101015	技術 & 請負サービス	F	High Climate Impact
50101020	建築、屋根/壁材、配管	C	High Climate Impact
50101025	建築：気象制御	C	High Climate Impact
50101030	セメント	C	High Climate Impact
50101035	建築資材：その他	C	High Climate Impact
50201010	航空宇宙	C	High Climate Impact
50201020	防衛	C	High Climate Impact
50202010	電気部品	C	High Climate Impact
50202020	電子機器：制御 & フィルター	C	High Climate Impact
50202025	電子機器：計器類	C	High Climate Impact
50202030	電子機器：汚染防止	C	High Climate Impact
50202040	電子機器：その他	C	High Climate Impact
50203000	コングロマリット	C	High Climate Impact
50203010	塗料	C	High Climate Impact
50203015	プラスチック	C	High Climate Impact
50203020	ガラス	C	High Climate Impact
50203030	容器 & 包装	C	High Climate Impact
50204000	機械：工業用	C	High Climate Impact
50204010	機械：農業用	C	High Climate Impact
50204020	機械：建設 & 運搬	C	High Climate Impact
50204030	機械：エンジン	C	High Climate Impact
50204040	機械：ツール	C	High Climate Impact
50204050	機械：特殊	C	High Climate Impact
50205010	産業向けサプライヤー	G	High Climate Impact
50205015	データ処理サービス	K	Low Climate Impact
50205020	専門ビジネス サポート サービス	N	Low Climate Impact
50205025	企業研修会社 & 人材派遣会社	N	Low Climate Impact
50205030	帳票 & 一括印刷サービス	C	High Climate Impact
50205040	セキュリティ サービス	N	Low Climate Impact
50206010	トラック輸送	H	High Climate Impact
50206015	商用車 & 部品	C	High Climate Impact
50206020	鉄道	H	High Climate Impact
50206025	鉄道用機器	C	High Climate Impact
50206030	海運業	H	High Climate Impact
50206040	デリバリー サービス	H	High Climate Impact
50206050	商用車・機器リース	N	Low Climate Impact
50206060	輸送サービス	H	High Climate Impact

ICB 4	名前	NACE	分類
55101000	多様な資材	C	High Climate Impact
55101010	林業	A	High Climate Impact
55101015	紙	C	High Climate Impact
55101020	繊維製品	C	High Climate Impact
55102000	一般鉱業	B	High Climate Impact
55102010	鉄鋼	C	High Climate Impact
55102015	金属加工	C	High Climate Impact
55102035	アルミニウム	C	High Climate Impact
55102040	銅	B	High Climate Impact
55102050	非鉄金属	B	High Climate Impact
55103020	ダイヤモンド & 宝石	B	High Climate Impact
55103025	金採鉱	B	High Climate Impact
55103030	プラチナ & 貴金属	B	High Climate Impact
55201000	化学製品：総合	C	High Climate Impact
55201010	化学製品 & 合成繊維	C	High Climate Impact
55201015	肥料	C	High Climate Impact
55201020	特殊化学	C	High Climate Impact
60101000	総合石油 & ガス	C	High Climate Impact
60101010	オイル：原油生産者	B	High Climate Impact
60101015	海洋掘削 & その他のサービス	B	High Climate Impact
60101020	石油精製 & 販売	C	High Climate Impact
60101030	石油機器 & サービス	B	High Climate Impact
60101035	パイプライン	H	High Climate Impact
60101040	石炭	B	High Climate Impact
60102010	代替燃料	C	High Climate Impact
60102020	再生可能エネルギー機器	C	High Climate Impact
65101010	電力 (代替発電)	D	High Climate Impact
65101015	電力 (従来発電)	D	High Climate Impact
65102000	総合公益事業	D	High Climate Impact
65102020	ガス供給	D	High Climate Impact
65102030	水事業	E	High Climate Impact
65103035	廃棄処理サービス	E	High Climate Impact

付録 D

インデックスのステータス

FTSE JPX Net Zero Japan Index Series はリアルタイムで算出されます。

FTSE JPX Net Zero Index Series の公式終値は 15:00 です。

JPX Net Zero Index Series の公式な開始時間と終了時間は以下の通りです：

インデックス	開始	終了
FTSE JPX Net Zero Japan 500 Index	09:00	15:00
FTSE JPX Net Zero Japan 200 Index	09:00	15:00

時間はすべて日本時間です。

インデックスの公式時間に関する変更は FTSE Russell が公表します。

リアルタイムの定義の詳細については、以下のガイドを参照してください：

[Real Time Status Definitions.pdf](#)

付録 E

追加情報

FTSE Russell の基本ルールで使用される用語については、次のリンクをご参照ください。

[Glossary.pdf](#)

FTSE Russell サステナブル投資指標ウェブサイトは、次のリンクからアクセスしてください。

[サステナブル投資指標](#)

FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の詳細については、www.ftserussell.com/ja/ をご覧いただくか、またはこちら info@ftserussell.com までメールしてください。

お問い合わせ先の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

ウェブサイト：www.lseg.com/en/ftse-russell/ja/

Disclaimer

© 2023 London Stock Exchange Group plc and its applicable group undertakings (the "LSE Group"). The LSE Group includes (1) FTSE International Limited ("FTSE"), (2) Frank Russell Company ("Russell"), (3) FTSE Global Debt Capital Markets Inc. and FTSE Global Debt Capital Markets Limited (together, "FTSE Canada") and (4) FTSE Fixed Income Europe Limited ("FTSE FI Europe"), (5) FTSE Fixed Income LLC ("FTSE FI"), (6) The Yield Book Inc. ("YB") and (7) Beyond Ratings S.A.S. ("BR"). All rights reserved.

The FTSE JPX Net Zero Japan Index Series is calculated by or on behalf of FTSE International Limited or its affiliate, agent or partner. FTSE International Limited is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority as a benchmark administrator.

FTSE Russell® is a trading name of FTSE, Russell, FTSE Canada, FTSE FI Europe, FTSE FI, YB and BR. "FTSE®", "Russell®", "FTSE Russell®", "FTSE4Good®", "ICB®", "The Yield Book®", "Beyond Ratings®" and all other trademarks and service marks used herein (whether registered or unregistered) are trademarks and/or service marks owned or licensed by the applicable member of the LSE Group or their respective licensors and are owned, or used under licence, by FTSE, Russell, FTSE FI Europe, FTSE Canada, FTSE FI, YB or BR.

All information is provided for information purposes only. Every effort is made to ensure that all information given in this publication is accurate, but no responsibility or liability can be accepted by any member of the LSE Group nor their respective directors, officers, employees, partners or licensors for any errors or for any loss from use of this publication or any of the information or data contained herein.

No member of the LSE Group nor their respective directors, officers, employees, partners or licensors make any claim, prediction, warranty or representation whatsoever, expressly or impliedly, either as to the results to be obtained from the use of the FTSE JPX Net Zero Japan Index Series or the fitness or suitability of the Index Series for any particular purpose to which it might be put.

No member of the LSE Group nor their respective directors, officers, employees, partners or licensors provide investment advice and nothing in this document should be taken as constituting financial or investment advice. No member of the LSE Group nor their respective directors, officers, employees, partners or licensors make any representation regarding the advisability of investing in any asset. A decision to invest in any such asset should not be made in reliance on any information herein. Indexes cannot be invested in directly. Inclusion of an asset in an index is not a recommendation to buy, sell or hold that asset. The general information contained in this publication should not be acted upon without obtaining specific legal, tax, and investment advice from a licensed professional.

No part of this information may be reproduced, stored in a retrieval system or transmitted in any form or by any means, electronic, mechanical, photocopying, recording or otherwise, without prior written permission of the applicable member of the LSE Group. Use and distribution of the LSE Group index data and the use of their data to create financial products require a licence with FTSE, Russell, FTSE Canada, FTSE FI Europe, FTSE FI, YB, BR and/or their respective licensors.

TOPIX 500 の指数値及び TOPIX 500 に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など TOPIX 500 に関するすべての権利・ノウハウ及び TOPIX 500 に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、TOPIX 500 の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

